

別紙第3

意見

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年埼玉県条例第5号）の改正について、次のように意見を申し出る。

1 改正の内容

(1) 支給区分及び手当額の改正について

現行の特殊勤務手当の支給区分及び額を別記の特殊勤務手当改定額表のとおり改正すること。

(2) 手当の支給範囲の拡大について

警察業務手当のうち銃器若しくはその疑いのある物が使用され、又は使用されるおそれがある現場において行う被疑者の逮捕、警戒等の業務に係るものについては、クロスボウ（銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第3条第1項に規定するクロスボウをいう。）を使用物件に加えること。

(3) 手当の廃止について

現行の特殊勤務手当のうち次の手当を廃止すること。

- ア 遺体取扱手当のうち解剖を補助するために遺体を取り扱う作業に係るもの
- イ 警察業務手当のうち警察本部において行う通信指令に係るもの
- ウ 警察業務手当のうち道路上で行う自動車運転免許の技能試験に係るもの
- エ 警察業務手当のうち警察職員が凶悪犯罪に係る犯罪の捜査、被疑者の逮捕又は犯罪現場における犯罪鑑識の業務に従事したときの手当の加算額

2 実施時期

速やかに実施することが適当である。ただし、災害応急作業等手当及び警察業務手当のうち異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助等の心身に著しい負担を与える業務については、令和8年4月1日から、1の(3)に掲げる手当の廃止及び警察業務手当のうち指紋、手口若しくは写真を利用し、又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識業務の改正については、令和9年4月1日から実施すること。

別記

特殊勤務手当改定額表

手当の種類等		支給区分	支給単位	改定手当額
防疫業務手当		心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める業務に従事した場合	1日につき	1,500円
災害応急作業等手当	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある道路若しくはその周辺又は河川の堤防等において行う巡回監視又は応急作業若しくは応急作業のための災害状況調査等	巡回監視	1日につき	950円
		応急作業等	1日につき	1,440円
		前号に掲げる作業に相当するものとして委員会規則で定める作業	1日につき	1,440円 を超えない範囲内
警察業務手当	私服員が主として従事する犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕	-	1日につき	560円
	指紋、手口若しくは写真を利用し、又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識	犯罪現場における犯罪鑑識業務	1日につき	560円
		犯罪現場以外における犯罪鑑識業務	1日につき	280円
	留置施設における看守又は被疑者（被告人その他法律により拘禁されている者を含む。）の護送	-	1日につき	320円
	交通の頻繁な箇所で行う交通事故処理	高速道路における交通事故処理	1日につき	840円
		上記を夜間（日没時から日出時までの間をいう。以下同じ。）に従事したとき	1日につき	1,260円

手当の種類等		支給区分		支給単位	改定手当額
警察業務 手当	交通の頻繁な箇所で行う交通事故処理	高速道路以外における交通事故処理		1日につき	560円
		上記を夜間に従事したとき		1日につき	840円
	警ら業務	-		1日につき	340円
		無線自動車を使用して行われた場合		1日につき	420円
	銃器若しくはその疑いのある物が使用され、又は使用されるおそれがある現場において行う被疑者の逮捕、警戒等の業務	-		1日につき	1,640円 を超えない範囲内
	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助等の心身に著しい負担を与える業務	-		1日につき	1,120円
		大規模な災害として人事委員会規則で定める災害に係る作業に従事した場合		1日につき	1,440円
		夜間に従事した場合		-	50/100に相当する額を加算
	爆発物若しくは特殊危険物質又はそれらの疑いのあるものの処理等の作業	-		1日につき	5,200円 を超えない範囲内
	遺体取扱作業	検視、検証、 実況見分又は 見分のための 遺体取扱い	-	1体につき	1,600円
			遺体が損傷の著しい場合	1体につき	3,200円
			専ら検視の業務に従事する者が作業に従事した場合	1体につき	3,200円
		犯罪に起因する疑いのある変死体の解剖補助		1体につき	3,200円

手当の種類等		支給区分	支給単位	改定手当額
警察業務 手当	正規の勤務時間以外の時間において 勤務の時間帯その他特別な事情の下 で行う犯罪の予防若しくは捜査、被 疑者の逮捕、犯罪鑑識、交通の指導 取締り若しくは事故処理又は爆発物 の処理の業務	-	1 回につき	1, 240円